

スペイン農地の特殊性

有 富 重 尋

はしがき

一、農地の概念

二、灌漑地と天水地

三、現段階の農地対策

あとがき

はしがき

スペインの農業問題に関心を向け始めてから数年にすぎないが敢えてこゝで農地問題を俎上に載せる理由は、単に通念的な特殊性の故によつてではなく、経済学或は農学の角度から充分吾々の研究対象と成り得るであろうと信ずるからである。

私は三年前「イスパニヤの農地に関する一考察」と云う表題の拙論を発表したが、こゝでは特にそれを足掛かりに更に一步前進したいと思う。

スペイン農地の特殊性を一、農地の概念二、灌漑地と天水地三、現段階の農地対策の三項に分け論述することにする。

本論構成に際しての主たる文献及び拙稿

1. Los Regímenes de Explotación del Suelo Nacional. L. García de Oteyza. (Revista de Estudios Agro-Sociales. No. 1 1952. Madrid)
2. Colonización de Las Grandes Zonas Regables. A. Torrejón Montero (右同. No. 5. 1953)
3. Aspectos de La Agricultura Española y Su Industrialización. F. Lamo de Espinosa. (右同. No. 7. 1954)
4. イスパニヤの農地に関する一考察 (大阪外国語大学西語研究誌「マス・イ・メノス」一五号掲載拙稿)
5. スペインにおける農業諸団体
——農業協同組合の一側面——
(鹿児島県立大学「商経論叢」第四号掲載拙稿)
6. スペインの土地制度に関する小論
——農地改革の歴史的意義——
(鹿児島県立大学「紀要」第六号掲載拙稿)

一、農地の概念

農業は地方を利用して始めて成立する産業であるから、農業政策のなかで農地が尤も重要な地位を占めることは云うまでもない。

そして、小論の企図するところはスペイン農地の特殊性の把握であるから可及的に農地に限定していききたい。

第二項、第三項との重複を避けるため、こゝでは主として農地面積をその対象とするであらう。

私は農地面積を便宜上一九三六年七月—一九三九年四月の内乱^(註一) 革命の前後に分けて観察するのが合目的であらうと考える。

仮に内乱前に限定してみても、センサスの年代は不詳であり、従つて決定的性格のものではないと云う理解のもとに論を進めざるを得ない状態である。

第一表によれば、農地の全国土面積に対する対比は四五%で可成りの高率を保持しているのであるが、その具体的内容は農地面積を一〇〇%とすれば、灌漑地の面積は六・五%、天水地の面積は九三・五%に相当していることを吾々は念頭に置くべきであり農地面積が有する四五%と云う高率に惑わされるべきではない。

面積については以上の通りであるが——標高についてはヨーロッパ第二位であり、国土の八六%は六〇〇米以上の標高であること、更に降雨量については国土の七〇%は年間五〇〇耗以下であるが、準乾燥、乾燥の気候に相当する面積が全面積の五九%を占めている——以上の諸条件を考慮せねばならない。

第一表 1936年前の公表による用地別面積

用地別	面積 (単位: Hec)
農地	20,600,000 (天水地 19,251,799 + 灌漑地 1,348,201)
山野、牧場、其他	23,700,000
計	44,300,000

第二表 1930年土地調査総務庁による用地別面積

用地別	面積 (単位: Hec)	%
農地	20,638,621 (天水地 93.5% + 灌漑 6.5%)	40.84
森林地	23,636,169	46.79
山野、牧場、其他	6,240,210	12.37
計	50,515,000	100

^(註二) 第一表第二表を比較検討することによつて吾々は二、三の疑問点に逢着する。

即ち、第一に調査年である。第一表の調査年は一九三六年前と成つてはいるが、農地面積を第二表と比べれば第二表は若干の遞増 (20,638,621—20,600,000 = 38,621 Hec) をみせているから少く

とも第一表は一九三〇年前と書き改めらるべきであろう。第二に山野、牧場、其他の面積が第一表では二三、七〇〇、〇〇〇ヘクタール、第二表では六、二四〇、二一〇ヘクタールと成っている点である。これは恐らく第一表の示す面積数値は森林地を指すのではないだろうかと解される。

こゝで問題にしているのはスペイン農地の概念の理解であるから、森林地や山野、牧場、其他の非農耕地面積は一応棚上げすることにしよう。

更に最近（一九五二年）の公表によれば、農地面積は二一、〇七五、五五〇ヘクタールと成っているから第二表のそれと比べてみれば $21,075,550 - 20,638,621 = 436,929$ Hec が二二年間に漸増している。

農地面積の漸増、従つてその増加分は当然、森林地、特に山野牧場、其他に皺寄せしており、山野、牧場、其他は逆に逓減の傾向にある。

第一表を農産物価格に換算すれば第三表が得られる（面積と生産額の係に注意せられたし）。

農耕地は以上のように漸増しているが、その利用は自作地、農協組織管農地、保護される小作地保護されない小作地に区分されスペイン・ファツシズムのもとに秩序を保っている。

代表的農産物としては小麦大麦類、豆類、馬鈴薯、甜菜、メロン、トマト等が挙げられる。

以上スペイン農地の輪廓の大観を描いたのであるが、内乱による資料、文献、特に統計資料の四散は吾々の研究を阻害してい

第三表 土地生産額（単位：100万 Pts）

土地区分	生産額
農耕地 < 灌溉地 天水地	8,945 < 2,545 6,400
山野、牧場、其他	405
計	9,350

る。
次項以下で、農地の性格を具体化たらしめるべく努めるであろう。

II、灌溉地 regadio y 天水地 secano

灌溉地と天水地、即ち農地の具体的性格については第一項では殆んど触れなかつた。従つてこゝではそれらの農地に占める配分、生産力を主として描いてみることにしよう。

全国土面積五〇、五一五、〇〇〇ヘクタール中、農耕地は四一%
二一、〇七五、五五〇ヘクタールを占めている。この農耕地面積は天水地九三・五%灌溉地六・五%によつて占められている。

以上を第三表と照合しよう。

天水地の面積九三・五%灌溉地の面積六・五% x x 約一四。然るに

天水地の生産額六、四〇〇%灌溉地の生産額二、五四五 x y 二・五

しかし、天水地の生産額が灌溉地の生産額と等しい程度である為には

天水地の生産額 六、四〇〇 x 一四 八九、六〇〇 でなければならぬ。即ち灌溉地の生産力からみれば、天水地の生産力は可成

註(四)
 第四表 スペインに於ける耕地別1 Hec
 当りの小麦生産量

年 代	天水地	灌漑地	年 代	天水地	灌漑地
1906	6,8	17,9	1921	8,9	15,8
1907	9,7	17,3	1922	7,6	16,2
1908	8,2	17,4	1923	9,6	17,4
1909	9,9	18,3	1924	7,3	16,3
1910	9,3	18,1	1925	9,6	17,7
1911	9,7	19,2	1926	8,6	17,9
1912	7,1	17,0	1927	8,4	18,0
1913	7,2	17,7	1928	7,2	16,9
1914	7,5	15,8	1929	9,3	17,4
1915	8,9	15,9	1930	8,4	15,9
1916	9,5	18,4	1931	7,5	17,5
1917	8,6	18,7	1932	10,5	19,6
1918	8,2	18,6	1933	7,7	18,7
1919	7,8	16,9	1934	10,5	20,5
1920	8,6	15,3	1935	8,9	19,0

備 考：単位 100 kg

り低い。換言すれば、それぞれ、面積からみれば、灌漑地の生産力は天水地のその約六倍（ x, y ）であり、天水地の生産力は農耕地の生産力を一〇〇とすれば一六%（ $\frac{1}{6+1}$ ）の百分比）灌漑地のそれは八四%（ $\frac{6}{6+1}$ ）の百分比）である。
 幾度も繰返すように、天水地は全農地面積の九三・五%を占めているにも拘わらず、その生産力は一六%にすぎない。この天水地の生産力の低位性を以下各表により検討しよう。

第四表は一九〇六年から一九三五年までの三〇年間の小麦の耕地別一ヘクタール当りの生産量を示しているのであるが、ヘクタール当りでは灌漑地は天水地の二〜三倍の収量＝生産力がある。

第四、五の各表で小麦を抽出した理由は、不備な統計資料の中で小麦統計は比較的正確であると思はれているからにはかない。
 天水地の生産力が低いことは次表により更に確かめられるであろう。

註(六)
 第五表 欧米諸国における天水地1 Hec 当りの小麦生産量

國 名	1930~1934の5年間の平均	國 名	1930~1934の5年間の平均
フランス	15,46	ハンガリー	14,92
ドイツ	21,56	ブルガリア	11,55
ベルギー	25,69	ポルトガル	9,22
イタリヤ	13,96	スペイン	9,46
オランダ	29,74	合衆国	9,08
ルーマニア	9,03	アルゼンチン	9,26
カナダ	9,13		

備 考：単位 100 kg

第六表 小麦の生産量

年 代	1 Hec 当りの 生 産 量
1931~35 (5年間平均)	9,6
1940	6,1
1941	7,4
1942	7,6
1943	6,5
1944	7,9
1945	4,7
1946	9,6
1947	6,1
1948	6,3

備 考：単位 100kg

第六表では小麦の耕地別は不明の儘その生産量をみたのであるが、これは恐らく天水地であろう。(第四表と比較すれば判然とする)。

以上各表により、小麦に関しては、灌漑地の生産力はより増大し、天水地のそれはより低下の傾向を辿どりつゝあると推定される。

私は土地生産力にやゝ拘泥しすぎたようであるが、生産力と人口との関連からみれば敢えて私が生産力を問題にする理由が奈辺にあるかと判るであろう。

一九四四年現在のスペインの人口は二六、〇〇〇、〇〇〇人であるが、その増大度を以つてすれば一九六七年には三三、〇〇〇、〇〇〇人に、即ち約七、〇〇〇、〇〇〇人——一九四四年より二七%増大するであろうから、農地面積或は生産力を二七%増大

せねばならない。

年代的には一五年或は二〇年のずれがあるが、第一表を規準とすれば一九六七年には灌漑地一、三四八、二〇一ヘクタールとその二七%一、七二二、二〇一ヘクタール、天水地一九、二五二、七九九ヘクタールとその二七%二四、二五一、七九九ヘクタールへと増大せねばならない。従つて、農地面積は一九六七年には五、三六四、〇〇〇ヘクタール増大されねばならない。

一国の総面積には限度があるから単なる農地面積の増大従つて新開拓のみで問題が解決されるものではない。

第三表により検討すれば、農地の生産力についても同様なことが云へるであろう。

第四、五、六の各表では天水地の生産力が極度に低位であることを認識した。

結論的に云えば全農地の九三・五%を占めている天水地の面積を増大することは無意味であり、生産力増大の可能性のある手段は、(一)天水地の改善(二)新灌漑地の開発(三)機械化の導入がその対策として挙げられるであろう。

しかし、(三)の機械化による農業技術並びに収量の向上については J. A. Artigas 氏の見解が参照されるように殆んど打開の余地がなく、従つて(一)(二)に依存せざるを得ない。そして、その理由で(註九)にスペイン型農地改革が展開されるのであるが、その特異性若干については次項で論及することにする。

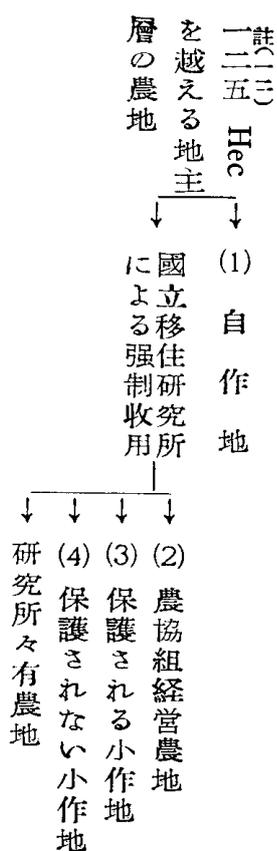
三、現段階の農地対策

農地対策従つて狭義の農業政策は水路、灌漑の政策を経て現段階の移住政策に到達したものであることを別号に於いて指摘した。

しかし、それは農地改革の観点から内乱革命の前後を通じて観察したのであるから、やゝ粗雑であると云う憾みがあつたのでこゝでは更めて現段階の農地対策を検討しようと思う。

内乱後の農耕地を経営体別にみれば、自作地、農協組経営農地、保護される小作地、保護されない小作地に区分される。国立移住研究所は地主層の農地若干のみを彼等自身に自作地として保有させ、残部の強制収用された農地は若干を農協組や小作人に貸付け残部を同研究所々有農地として保有している。

農地は左図のように利用され、そしてこれがまさしくスペイン型農地改革なのであるが以後焦点を農地改革から農地対策へ移すことにしよう。



農地改革と農地対策は云う迄もなく決して無縁のものではない。さきに現段階の農業政策は移住政策であると述べた。したがつて、こゝでは移住問題——勿論国内だが——を中心とする農地

対策をみることにする。

法令を一応の規準として論述する関係上、その重要と思われるものを二、三紹介しよう。

- 1 1939. 10. 18 El Instituto Nacional De Colonización (国立移住研究所) が農地改革研究所と入替つて設定。関係法施行。
- 2 1939. 12. 26 Ley De Zonas Regables (灌漑地帯法) 施行。
- 4 1949. 4. 21 Ley De Colonización y Distribución De La Propiedad En Las Zonas Regables. (灌漑地帯所有地の移民と配分に関する法令) 施行。
- 5 1952 12. 20 Ley De Concentración Parcelaria. (小土地集中法) 施行。
- 6 1953. 6. 23 前記国立移住研究所関係法改正。

国立移住研究所は右諸法令を背景とし、しかもその実現を監督する政府最高の機関であり、大農地を強制収用し、同時に他方では貧農の前借簡易化を計つて彼等の小作地所有権接近を容易ならしめ、移住計画により農地の社会的諸問題の解決にあつた。

従つて、農地改革は一応成功と見做される訳であるが、私は以下の叙述に於いてその具現のあとをたどつてみたいと考える。

右諸法令を見ても判かるように灌漑地問題は同時に移住問題でもあることを意味する。

そして、そのバック・ボーンと成つたのは云うまでもなく国立移住研究所である。フランコは最近 (Revista De Estudios

Agro-Sociales, No. 3 の出版年は一九五三年であるから恐らく一九五一年か五二年と推定)、新灌漑地帯の現状の視察旅行をしている。そして、この旅行は国立移住研究所の活動を通して農地改革の進行度の視察であり、その報告を左に述べよう。

Guadalquivir 地帯 (Cádiz) Guadalquivir Bajo 地帯 (Jaén) La Violada 地帯 Viar 地帯 (Sevilla) は彼の視察の対象と成つた代表的灌漑地帯であるが、一例として Sevilla 州 Viar 灌漑地帯を抽出してみよう。

同地帯の全面積は一三、三八四ヘクタールその内灌漑面積一、八四九ヘクタールについて表示すれば第七表の如くである。しかし、この表は国立移住研究所々有農地も自作の灌漑地も包含している点に留意せねばならない。

同地帯の研究による移住事業は疏水網二四〇軒、排水網一七六軒、道路網二〇〇軒があげられ、移民用住宅戸数は Viar del caudillo 村一二五戸 Esquivel 村二〇〇戸 Torre de la Reina 村二五〇戸 San Ignacio de Viar 村七五戸、計七五〇戸であるが、一応の目標は一、〇〇〇戸である。これらの一戸当りの平均耕地面積は平垣地四ヘクタール急傾斜地一二ヘクタールであるので前掲第七表の二五ヘクタール以下の農地の大半は国立移住研究所による直接移住に相当すと理解して良いであろう。

第八表は大灌漑地帯に於ける移民用開拓部落とその一戸当りの面積を示すものであるが、小灌漑地帯に於ける移民用開拓部落については私の明らかにするところではない。

第九表は第二次農地改革による移民用開拓部落の状況を示すの

第七表 Viar 灌漑地帯経営規模別農地構成

経営規模別農地	百分比
125 以上 <small>(註一三)</small> ヘクタール以上	47.74%
25~125 ヘクタール	21.75%
25 ヘクタール以下	30.51%

第八表 灌漑地帯を包含する主たる州の移民用開拓部落と一戸当面積

州	新部落数 (A)	一部落の平均戸数 (B)	全部落制限戸数 (A×B)	土地別一戸当平均面積 (ヘクタール)
Cádiz	10	112	1,200 (1,120)	平地 5、急傾斜地 12
Sevilla	4	187	1,000 (750)	平地 4、急傾斜地 12
Jaén	6	80	480 (480)	7~10

備考: La Violada 地帯は除外

であり、最初の部落が建設された一九四三年から一九五四年二月三一日に限つてみた表である。

新部落の相互間の距離は五軒、そしてその主都への距離は、尤も近い部落から一五軒、又灌漑地帯にありながら所謂真の灌漑地帯からは相当に離れている。開拓部落であるから各部落とも人口

第九表 移民用開拓部落の現状

種 別	部落数	戸 数
建設済	44	3,183
建設中	43	5,495
許可済(未建設)	19	2,070
検討中	2	406
計	108	11,154

一九五四年には二、〇〇〇人へとその数は増大している。この発展が実現された理由は、前述諸法令並びに地方制度法を横軸とし国立移住研究所を縦軸とする農地対策が法的強制力^(註一四)を展開されたからであろう。

現段階の農業政策は移住政策であると云うのは此の意味に於いてあり、従つて灌漑地問題は移住問題でもあるのである。

第一〇表は現在(一九五三年五月)までの国立移住研究所による灌漑地改善内容を示すのであるが、云はゞ第九表と共に灌漑地問題の総決算である。

つぎに、一九五四―一九六五年間の農地対策をみよう。

この期間の農地改革は、灌漑地では大灌漑地帯、小灌漑地帯たるを問わず改善が計画されている。大灌漑改善地帯は公共事業省・国立移住研究所の推定によれば九〇〇、〇〇〇ヘクタールの

構成は大体相似していることは勿論である。即ち農業及農業兼業人口が大部分であり、その他は農業生活に不可欠な医者、牧師、職人等である。此等の部落の発展度をみる便宜上、前述 Guadalcacín 地帯の一部落 La Barca de La Florida を抽出してみれば一九四三年の五〇〇人から

第十表 国立移住研究所による灌漑地改善内容

改善内容		改善された耕地面積	
		旧灌漑地	新灌漑地
農耕地 改善された 実地	研究所々有農地 (A)	12,055 hac	15,259 hac
	灌漑地帯法適用農地(B)	—	7,511 //
	小計 (A+B)	12,055 //	22,770 //
実施中	A	—	3,944 //
	B	—	47,251 //
	A+B	—	51,195 //
計画中	A	—	2,558 //
	B	—	65,865 //
	A+B	—	68,423 //

備考：1953年5月現在

内三〇%は効果的に利用され得るので灌漑改善を必要としないので 900,000 - 30% = 630,000 ヲヘクタール、後者は国立移住研究所々有農地二二、〇〇〇ヘクタール、自作地一一〇、〇〇〇ヘクタール、換言すれば 22,000 + 110,000 = 132,000 ヘクタールの改善が計画されている、従つて全灌漑改善農地面積 630,000 + 132,000 = 762,000 ヘクタールの改善が計画されている。前記三〇%をも

計上すれば 900,000 + 132,000 = 1,032,000 ヘクタールの改善が計画されている訳である。

この数値を第一表と比べれば、計画実現の暁には灌漑地の面積は倍近くに増大することに成るであろう。(又第一〇表との関連については充分納得がいかないが、それについては先学諸兄の御教示を御願したい。)

以上灌漑地問題は移住問題であることを意味する理由をみてきた。つぎに、天水地問題を粗述しよう。

第二次農地改革によれば一九六五年には天水地面積は七五〇、〇〇〇ヘクタール減少するが、生産力指数の減少度は五%より大でないと推定されている。天水地問題に対して積極性を示すのは国立移住研究所ではなく小麦公団である。そして、その背景と成っているのは前述の小土地集中法であることは銘記さるべきである。

あとがき

以上スペイン農地の特殊性を便宜上三項に分け、その考察を試みた。内乱後は農地改革研究所と入替つて国立移住研究所が生誕することに依つて中断してしていた第二次農地改革は諸法令を中心に強力に展開された。一二五ヘクタールを越へる地主層の農地を強制収用し、残部を農協組や小作人に貸付け或は研究所農地として保有している。端的に云えばこれがスペイン型農地改革であり、農地の特殊性もそれを基調として考察されるべきであろう。

即ち灌漑地問題は同時に移住問題であることを意味し、それは国立移住研究所を通じて推進されているのに反して、天水地問題は小麦公団がイニシアチブをとっているにすぎないと愚考するのであるが果してそうであろうか。

スペインの農地、従つて広義の農業の発展の困難さとしては、(一)、耕地面積増大の困難性、(二)新灌漑地開拓に際しての障碍、(三)肥料工業の未発達、(四)農業労働の機械化及び合理的耕作技術の缺如以上が指摘されるのであるが、第二項でも触れたように(三)(四)は殆ど期待されないので勢ひ農地自体が問題に成るであろう。

スペイン農地の特殊性もまたこゝに求めらる。マルクスの「アラビア人支配下のスペインの産業的繁栄の秘密は運河開通であつた」と云う至言を私は想起する。そして彼マルクスの洞察が現在すら適用される点にスペインの姿を吾々は見出すであろう。

註(一) 詳しくは鹿兒島縣立大学「紀要」第六号参照

(二) 第一表は La Expansión De La Economía Española.

H. P. Eguilaz. madrid 1944 より第二表は Revista De Estudios Agro-Sociales. madrid 1952 より轉用したものである。

那須皓教授「農業政策」一九五頁(日本評論社)によれば、その國土面積は五〇、五二二、〇〇〇ヘクタール、耕地面積は、一四、三〇三、〇〇〇ヘクタールである。従つて耕地の総面積に対する比率は二八%。調査年は一九二九年である。

(三) 前掲「紀要」第六号参照。賃銀型態及び賃銀水準については「経済論叢」七四卷四号掲載拙稿「イスパニヤ農産物價格政策」参照。

(四) El Problema Triguero y Otras Cuestiones Fundamentales De La Agricultura Española. M. D. Torres. Madrid 1944 別表Ⅱ-Aより。

(五) 前に六倍と記したのは灌漑地と天水地の総面積と総生産額から算出した数値であり云わばこの二〜三倍とは別の性格のものである。

(六)、(七) 大阪外国語大学西語研究誌「マス・イ・メノス」一五号掲載拙稿より。

(八) H. P. Eguilaz 「前掲書」二三〇頁並びに大阪外国語大学「前掲拙稿」参照。……イスパニヤの科学技術が遅れているのは多分に近代科学の中心理論とイスパニヤ人の頑固な考え間の心理的両立不能に歸せられる……

(九) 関西農業経済学会報告要旨四号掲載拙稿「スペインの土地制度―農地改革の歴史的意義―」九州農業経済学会編集農業経済論集七卷掲載拙稿「スペインに於ける農地改革の特異性―ス・ペイン型農地改革―」参照。

(十) 前掲「紀要」六号参照。

(十一) 一二五ヘクタールを越える地主層の農地は國立移住研究所によつて強制収用され、一二五ヘクタール及びそれ以下の場合は彼等にその保有を許した。右記は一九四九年四月二一日施行の灌漑地帯所有地の移民と配分に関する法令によつて

であり、同法令以前については農地改革の一環として地主層の二〇〇ヘクタール以上の農地はモデル農地 *fincas modelas* として技術的指導を受けた。

(十二) この一二五ヘクタールについては註(十一)と比べれば疑問点もあるのだが、第七表のピエール灌漑地帯等は右記法令の適用外であろうか。

(十三) 鹿兒島縣立大学「商経論叢」第四号掲載拙稿のあとがき参照。

(十四) 前掲 L. G. Oreyza 著参照。

(十五) 前掲「経済論叢」七四卷四号掲載拙稿参照。

(十六) Capital: Edited and translated by Dona Torr, George Allen & Unwin. Ltd Vol. 11. Part V, Chapter XVI. absolute and relative surplus-value. Page 523.

浅学のため焦点を農地の特殊性に絞らざるを得なかつた。小論に若干加筆し昭和三二年度関係学会にて報告の予定である。

尙、次号に於いてはスペイン経済史に言及するであろう。

(一九五六・一〇・一〇)